# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 5 月 31 日現在

機関番号: 17501 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2014~2015

課題番号: 26780501

研究課題名(和文)グローバル化・階層化社会における道徳教育 独仏英の市民性教育に基づく授業法開発

研究課題名 (英文) Moral Education in the Globalized and Socially Stratified Society

#### 研究代表者

鈴木 篤(SUZUKI, Atsushi)

大分大学・教育福祉科学部・准教授

研究者番号:70634484

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究では英独仏の学校を取り巻く社会の多民族化・多文化化の進展度と、それぞれの児童が暮らす生活の文脈、さらに保護者の生活の在り方などを考慮に入れ、保護者をも巻き込みながら、児童の立場に立ち社会への包摂を目指して進められる市民性教育の在り方が明らかになった。これらの国々の市民性教育では、読み物資料を用いることもあるが、読み物資料から得られる知識だけでなく、ロールプレイ等を通した具体的行動の練習や具体的場面の経験、さらに他者との協力の大切さを感じさせるためのグループワークなど、多種多様な形態で行われている。こうした市民性教育は、日本における道徳教育の今後の可能性を示唆するものとも考えられる。

研究成果の概要(英文): European schools are facing the ethnical and cultural diversity in the globalized and socially stratified society. Through this study, I figured out several methods of the citizenship education as the way for the coexistence with other ethnicities and cultures. They can be an alternative form of the traditional Japanese moral education.

研究分野:教育学

キーワード: 道徳教育 市民性教育 移民系児童

### 1.研究開始当初の背景

近年、教育基本法の改正ならびに学習指導要領の改訂を通して道徳教育の大幅な充定が求められており、さらに 2013 年 2 月に開催された教育再生実行会議第 2 回会合の教科化が提言され、賛否両論育の教科化が提言され、賛否両論育の教科化が提言され、首本の教育の教科化が表言され、首本の教育の教育の教育の教育の共和にある。 「道徳の許容」を要とした道徳を明んでは現在の「道徳の時間」を要とした道徳教育の枠組みにおいては十分に顧慮されてなかったものといえる。

とりわけ現在の道徳教育では「郷土や国への愛」や「郷土や我が国の伝統と文化を大切に」するといった点が求められ、「外国の人々や文化を大切にする心」も求められるものの、そこでは「日本」という社会を単一の文化や規範に基づくものとしてみなす考え方が根底に存在し、社会の多様化・多文化化といった現実を直視することなく、均質な国家・社会としての「古き良き日本」を生み出そうとする姿勢が確認できる。

実際に学校現場の教師の間では、「重視したい道徳の内容項目」として「基本的な生活習慣・節度・節制」(51.9%)や「勤勉・努力・希望」(45%)「礼儀」(42.6%)「思いやり・親切」(80.4%)「信頼・友情」(49.2%)「生命尊重」(63%)、「正義・公正公平」(47.4%)など、日本で伝統的に重んじられてきた価値が挙げられる一方、「個性の伸長」(20.3%)や「国際理解・親善」(5.8%)などはほとんど重視されていないことが確認された(東京学芸大学「総合的道徳教育プログラム」推進本部(2012年)『道徳教育に関する小・中学校の教員を対象とした調査』、62頁。)。

だが、こうした守旧的・保守的姿勢は、道 徳教育に関する世界的動向に照らした際、幾 分特殊な姿勢であるということができる。例 えば、移民系の出自を持つ子どもたちを数多 く抱える国々などでも同じく道徳教育の充 実が図られているが、それらの国々では単に マジョリティにとっての伝統的価値・規範を 一方的に伝達しようとするのでは問題の解 決が期待できず、多様な価値・規範を備えた 子どもたちに、そのつどの状況で適切な解決 策を自ら発見させるという取り組みが行わ れている。例えばドイツ・ベルリン市ノイケ ルン地区の小学校「Gemeinschaftsschule Neukölln, Franz-Schubert」では、第6学年 の児童に 40 時間の事前講習を行い、下級生 がトラブルを抱えた際に調停役を務め、双方 の納得できる解決策を提示する能力を育成 している。

また、現在、日本においては社会階層の分化が進展しており、同時に子どもたちの家庭文化や青少年文化の二極化が進んでいる(例えば、苅谷剛彦(2001年)『階層化日本と教育危機』有信堂や岩本茂樹(2009年)『教育

をぶっとばせ 反学校文化の輩たち』文藝春秋社、などを参照)。こうした子どもの生活世界の階層化は、子どもたちが自明のものとして捉える価値・規範などにおいても階層特有の二極化を生み出す恐れがあるが(例えば、ウィリス,P. (1985 年)『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房や Bernfeld, S.(1929): Der soziale Ort und seine Bedeutung für Neurose, Verwahrlosung und Pädagogik. In: Imago15 などを参照)、そのような家庭文化や青少年文化の二極化に対してはほとんど目が向けられていない。

こうした状況の下、研究者からは、対立する価値・規範を有する者の間での討議に基づく合意形成を目指した道徳教育の方法などが提言されているが(例えば、上地完治(2011年)「価値多様化社会における学校の道徳教育」、『琉球大学教育学部紀要』第79号、175-182頁、など)それらの試みはいまだ萌芽的な状態にとどまっており、「道徳の時間」あるいは「学校の教育活動全体」を通して行われるべき道徳教育の具体的なオルタナティブを提案するまでには至っていない。

だが、国外に目を向けるならば、文化や価 値・規範の多様化ならびに社会の階層化にと もなう家庭文化や青少年文化の二極化はす でに長らく注目を集めてきたテーマでもあ り、長年にわたる議論を経て、市民性教育(シ ティズンシップ教育)としてすでに実践に移 されている(例えば、岸田由美・渋谷恵(2007 年)「今なぜシティズンシップ教育か」、嶺井 明子編著『世界のシティズンシップ教育』東 信堂、4-15 頁、などを参照)。 その事例とし てはアジア各国の取り組みが取り上げられ ることも多いが、さらに注目されているのが 移民問題を抱えるドイツ・イギリス・フラン スの3か国である。だが、これらの国々にお ける市民性教育はこれまで、日本では主に社 会科の視点から取り上げられることが多く、 道徳教育としての側面に十分な注意が払わ れてこなかった。

### 2.研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究では文献調査のみならず、具体的な授業の観察・分析を踏まえて、新たな道徳教育方法への示唆を得ることを目指す。

### 3.研究の方法

主として社会科の視点から描き出された 外国の市民性教育の概要については、すでに 日本語文献でも複数の書籍や論文が出され ており(例えば、近藤孝弘編著(2013年)『統 合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版 会、など)、英語およびドイツ語文献ではさ らに無数の参考文献が入手可能である(例え ば、Jerome、L.(2012):citizenship education experiment. Bloomsbury、など)だが、こ れらの研究の多くは市民性教育の制度的枠 組みや歴史などに目を向けるものであり、学 校においてどのように具体的な取り組みが行われているのか、教師はどのような狙いをもって授業に臨んでいるのか、子どもたちの実態はどのようであるのかといった点はほとんど取り上げられていない。

そのため、本研究では文献調査を踏まえた上、上掲3か国の移民居住地域の学校において訪問調査を行い、授業の観察・分析を行う。 具体的には、 ドイツではベルリン市ノイケルン地区、 フランスではパリ市 20 区、

イギリスではロンドン市イーストエンド 地区において、小学校を訪問するとともに、 児童をとりまく生活の環境などを調査し、こ れらの学校における市民性教育の在り方を 明らかにし、日本の道徳教育への示唆を得る。

#### 4. 研究成果

調査の結果、独仏英の社会が実際に社会の多民族化・多文化化に直面しており、その市民、とりわけ子どもたちに、社会の構成員としてどのように振る舞うべきかを教え、さらにグローバル化や社会の階層化によってもたらされた変化に適応させるための方法として、市民性教育を取り入れていることが明らかになった。

フランスにおいて訪問した小学校では、 21 人の児童 (女子 10 名、男子 11 名)の 全員が異なる民族性を有しており、もはや フランス文化やフランスの民族性さえもク ラス内での支配権を有していないという状 況にある。また、かつてはアイルランド系 を中心としたヨーロッパ系移民の多かった イギリスのイーストエンド地区なども、現 在は膨大なムスリム人口を抱えており、宗 教的にももはやキリスト教が支配権を有し ているとは言えない。そして、価値観や規 範を支える宗教が交代するならば、伝統的 な価値観や規範もまた、その説得力を失う ことになる。そうした状況では、もはや旧 来の伝統的なフランス的・イギリス的価値 観や規範のすべてを一方的に子どもたちに 伝えることは不可能であり、逆にそのよう な伝達の試みを行ったとしても子どもたち の側からの反発につながる可能性も高い。 それゆえ、こうした状況では、あくまでも それぞれの児童の立場に適したかたちで新 たに価値や規範を構築しようとする姿勢が 求められるのである。

実際、ドイツ・フランス・イギリスにおける取り組みからは、旧来の伝統的な価値・規範のすべてを無批判に伝えようとするのではなく、現代社会において求められる重要な価値・規範を精選し、それらについての子ども自身の納得を生み出すことによって、重要な価値・規範を彼らに伝達することの可能性が読み取れた。

「市民性」という語は非常に多義的な語であり、市民性教育には非常に多様な内容が含まれる。そうした能力を子どもたちに身につけさせるため、各国は市民性教育の

ための独立した教科を設けたり、教科を横断するかたちで行ったりしながら、市民性教育に取り組んでいる。ドイツの場合であれば、「社会的学習(Soziales Lernen)」がその役割を担っている。

この領域では、自らと他者とをより深く知ること、自らの感情をコントロールすること、自らとは異なる観点に立って他者の気持ちを推測すること、他者とコミュニケーションを図ること、他者と協力して何かに取り組むこと、問題を解決するための建設的な方法を探すこと、自らの偏見に気付くこと、性差について気づくことなどが内容として含まれている。

ベルリンの小学校であれば、各種の教授学的な方法が取り入れられるとともに、子どもたちの状況に合わせて社会的学習のための新たな方法が学校独自で開発されたりもしている。これらの方法によって、子どもたちは暴力を抑制したり、他者と協力しながらより良い解決方法を探ったりするのである。

こうした知見に基づくならば、主として 心情主義的な読み物資料に依拠するかたち で伝統的価値・規範を子どもたちに一方的 に伝えようとした日本の従来型の道徳教育 には一定の限界が存在するといえる。その 限界を超え、「法の尊重」、「多様性と他」、「 事重」、「コミュニティや社会の維持」が「 権の尊重」、「公正さの尊重」など、がに発 りに求められる価値・規範を子どもたちに りに対められる価値・規範を子どもたち法 を新たに探る必要があるのである。

単に読み物資料を通した知識の学習にと どまらず、より体験的・問題解決的な形の で行われるこれらの学習は、同じくグローバル化や社会の階層化の道を進みつつあも わが国の道徳教育にとっても大きなれる。 長体的な方法を日本の道徳教育の枠組のの 中で再解釈・修正するとで、今後の化との 中で再解釈・修正する民族化・多文化化た のき合い、その市民、とりわけ子どもたる に、社会の構成員としてどのように に、社会の構成ることも可能になるの る。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### 〔学会発表〕(計1件)

Atsushi SUZUKI 「A Study on the German Citizenship Education」中国四国教育学会第 67 回大会 自由研究発表 (2015年11月15日、岡山大学・津島キャンパス(岡山県岡山市))

## 6. 研究組織

# (1)研究代表者

鈴木 篤 (SUZUKI, Atsushi) 大分大学・教育福祉科学部・准教授

研究者番号:70634484